

お知らせ ★必ずご確認ください★

1 申込の有効期間について

令和6年4月から令和7年3月までです。令和7年4月以降は、改めて申込みが必要です。

2 育児休業(取得中、取得予定)について

保護者が育児休業の期間は入所できません。

すでに在園しているこどもについては、復職する予定がある場合に限り、継続入所することができます(保育の必要量は短時間、継続は最長1年程度)。育児休業期間が記載された就労証明書で確認します。

育児休業を取得されるときは、必ず住民課子育て支援係までご連絡ください。

※産後の休暇を取っている方で、雇用の都合上、育児休暇は取得できないが令和5年度中に職場復帰が約束されている場合の申込みに関しては住民課子育て支援係にご相談ください。

3 育児休業(復帰)について

原則、職場復帰する月の1日から入所です。

ただし、復帰の日が1～10日の場合は「慣らし保育」期間を考慮し、復帰する月の前月1日から入所が可能です。

※年度が変わる関係により、令和6年4月1～10日までに復帰する場合の令和6年3月入所申込みは認めておりません。

4 特別な支援を必要とするとき

障がいやアレルギーなど、特別な支援が必要なときは、住民課子育て支援係と利用を希望する園の両方へ必ず相談してください。

5 支給認定と入所の有効期間について

3号認定は最長で3歳の誕生日を迎える前々日まで、2号認定は最長で就学前までとなり、3号から2号へは自動で切り替わります。

支給認定と入所期間は、保育の必要性を証明する書類の有効期間を確認して決定します。

有効期間を過ぎると施設の利用ができなくなるため、継続的に利用する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類を提出してください。

【有効期間が最長とならないときの一例】

- ・就労証明書に雇用期間がある場合、雇用期間の最終日の月末
- ・保育の必要性が「求職活動」の場合、入所した月を含む3か月以内の月末
- ・保育の必要性が「妊娠・出産」の場合、出産予定日の産後8週の属する月の月末
- ・保育の必要性が「疾病」の場合、診断書に記載された治療期間が終わる月の月末
- ・保育の必要性が「就学」の場合、専門学校や職業訓練のカリキュラムが終わる月の月末

6 家庭の状況や保育の必要性の事由(就労等)が変更になるとき

変更となる前に、新たな保育事由に該当する書類(P.2 参照)を住民課子育て支援係に届出してください。

月の途中で認定区分や保育必要量(標準時間/短時間)の変更となる場合、その月までは変更前の認定区分、保育必要量、保育料が適用されます。

変更の届出は毎月 25 日(土・日・祝日の場合はその前日)が締切日です。

(1)上峰町外に転出する(転出された時点で支給認定は解除となります)

転出後も施設の利用を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。

(2)上峰町内で転居した

(3)世帯構成に変化があった(離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等)

(4)仕事を辞めた(求職活動を始めた、起業準備を始めた)

(5)就労状況が変わった(勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)

(6)保育標準時間/保育短時間を変更したい

(7)育児休業を取得した場合に、すでに在園しているこどもの利用を継続したい

(8)その他家庭の状況に変化があった

※上記(1)～(8)について変更があったにもかかわらず、ご連絡が無い場合には退所をお願いします。

7 こどもが 3 歳になったとき

支給認定はこどもが 3 歳の誕生日を迎えると自動的に 3 号認定から 2 号認定に切り替わります。

認定切替後もその年度の 3 月までは保育料がかかり、翌年度 4 月以降の保育料が無償化されます。

8 施設の退所について

事情により保育の必要がなくなったとき、転出などで退所することが決まったときは、速やかに**住民課子育て支援係**へ届出してください。

退所日は原則、月末です。退所届の提出がない場合は、通園していない期間も保育料をお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。

9 転園について

原則、年度途中の転園希望はできません。